

仕 様 書

1 業務名

丘珠縄文遺跡発掘調査等支援業務

2 業務実施場所

(1) 遺跡名及び所在地

丘珠縄文遺跡（H508遺跡：北海道教育委員会登録番号A-01-508）

札幌市東区丘珠町571番地3他（別紙2・3参照）

札幌市農業体験交流施設（以下「さとらんど」という。）内

(2) 関連施設及び所在地

丘珠縄文遺跡体験学習館（以下「体験学習館」という。）

札幌市東区丘珠町574番地2他

3 業務実施場所等の管理体制

(1) 丘珠縄文遺跡及び体験学習館

別途「丘珠縄文遺跡管理運営業務」を委託し管理運営を行っている。

(2) その他

上記(1)を除いたさとらんどの敷地・建物・設備等は、全てさとらんど指定管理者が管理運営を行っている。

4 業務期間

自：令和元年（2019年）6月5日

至：令和元年（2019年）11月30日

5 本市係員

(1) 発掘調査を担当する文化財調査員を本市係員とする。

(2) 本市係員は、本業務の履行について確認を行い、作業の進行との調整を図り、本業務に対して適切な指示を行うものとする。

6 発掘調査代理人

(1) 発掘調査代理人は、記録支援等業務の測量作業等に従事する測量技師補が兼ねるものとする。

(2) 発掘調査代理人は、埋蔵文化財の発掘調査を支援する業務に係る3年以上の実務経験を有し、埋蔵文化財の発掘調査に精通しているものとする。

(3) 発掘調査代理人は、本市係員が計画する作業が円滑に進行するよう取り計らうものとする。

- (4) 発掘調査代理人の業務は、業務実施場所における発掘調査に伴う掘削支援業務、記録支援等業務、用地管理業務の統括管理とする。

7 業務体制

- (1) 受託者は、以下の体制により、適切な人材を確保し、書面にて届け出るとともに、発掘調査代理人を業務実施場所に配置すること。

本市係員 ー 発掘調査代理人

- (2) 発掘調査代理人は、本市係員との協議に基づき、作業従事者に適切な指示を行い、業務を円滑に進行するものとする。
- (3) 発掘調査代理人は、作業日以外でも、責務に基づき必要とされる業務がある場合には、業務実施場所に勤務しなければならないものとする。
- (4) やむを得ぬ理由で発掘調査代理人を変更する場合には、書面にて届け出を行い、本市係員の承諾を受けることとする。

8 提出書類

受託者は、契約締結後、速やかに業務実施に必要な下記の書類を提出しなければならない。なお、提出書類の内容に変更が生じた場合は、その都度変更書類を提出し、本市係員の承諾を受けることとする。

- (1) 着手届
- (2) 発掘調査代理人及び主任技術者等指定通知書
- (3) 発掘調査代理人経歴書（健康保険証の写し及び資格証明書の写しを添付）
- (4) 業務工程表

9 作業日

事前に本市係員と十分に協議した上で、作業日を決定するものとする。

10 作業時間

- (1) 作業時間は、原則として9時00分～17時00分とする。
- (2) 天候その他の事由による作業の中断は、本市係員と発掘調査代理人が協議して決定する。

11 業務内容

- (1) 掘削支援業務

別紙4「札幌市埋蔵文化財掘削等業務共通仕様書」に基づき、本市係員の指示に従い、埋蔵文化財に影響が及ばないよう細心の注意を払いながら、下記の業務を行うものとする。

ア 掘削・集積

- (ア) 調査区の埋戻し土掘削及び仮堆積

- (イ) 人力掘削土の集積
- イ 埋戻し等
 - (ア) 発生土による埋戻し・敷均し
 - (イ) 残土の集積・成形
- ウ 重機稼働時の安全管理
 - (ア) 重機導線の確保
 - (イ) 誘導員の配置
- エ 使用機材
 - (ア) 使用する重機は、国土交通省が指定する低騒音型・低振動型及び排出ガス対策型建設機械とすること。
 - (イ) 重機の規格等は、別紙1「仕様詳細」を参考とし、本市係員と協議の上、決定すること。
- オ その他
 - (ア) 重機等の出入りによって、園路・縁石等の毀損、調査区及び周辺の芝の損傷、調査区外への泥引き等が生じないように、十分配慮すること。
 - (イ) 排土の堆積は、高さ2.0m程度までとすること。
- (2) 記録支援等業務
 - 別紙5「札幌市埋蔵文化財測量記録等業務共通仕様書」に基づき、本市係員の指示に従い、下記の業務を行うものとする。
 - ア 基準点測量
 - (ア) 3級基準点測量
 - (イ) 測量成果簿の作成
 - イ 水準測量
 - (ア) 4級水準測量
 - (イ) 水準測量手簿の作成
 - ウ 測量記録等
 - (ア) トータルステーションによる調査区・遺構・遺物の形状・位置記録（標高記録含む）
 - (イ) トータルステーションによる調査区・遺構の土層断面記録（標高記録含む）
 - (ウ) 記録データの処理・整理
 - (エ) 出土遺物等の管理・基礎整理（台帳作成、水洗い、注記、土壌選別等）
 - エ 使用機材
 - (ア) トータルステーションは、国土地理院認定の3級以上の機材を使用すること。
 - (イ) オートレベルは、国土地理院認定の3級以上の機材を使用すること。
 - オ 記録データ
 - (ア) 測量記録のデータ項目は、本市係員の指示に従うこと。データは、CSV形式に変換し、記録メディア（DVD-R・CD-R等）で納品すること。

- (イ) 測量図面の内容・種類は、本市係員の指示に従うこと。図面データは、DXF形式に変換し、記録メディア（DVD-R・CD-R等）で納品すること。

カ その他

- (ア) 基準点の座標は、世界測地系の座標を用いること。
- (イ) 測量及び遺物等の基礎整理に必要な機材・消耗品等は全て受託者が用意すること。

(3) 用地管理業務

別紙1「仕様詳細」に基づき、本市係員の指示に従い、下記の業務を行うものとする。

ア 排水管理

- (ア) 排水設備の設置・稼動・管理
- (イ) 排水専用枦の清掃

イ 安全管理

- (ア) 安全対策設備（転落防止設備、標識等）の設置・維持・管理
- (イ) 調査区法面及び排土の養生
- (ウ) 仮囲い（既存ガードフェンス）の維持

ウ 器材等管理

- (ア) 調査器材・資材の準備・管理
- (イ) 発掘用具（既存）の維持

エ 緑地管理

- (ア) 除草・集草
- (イ) 芝生養生（散水等）
- (ウ) 敷地清掃（枯葉・枯枝清掃、樹木下枝処理、小川清掃等）

オ その他

- (ア) 各種設備及び器材等に不具合が生じた場合は、代替物を用意する等、速やかに対応すること。
- (イ) 調査区の冠水を防ぐため、適宜排水作業を行うこと。なお、降雨量等を適時確認し、作業日以外でも必要な場合は排水作業を行うこと。
- (ウ) 体験学習館の脇に設置された排水専用枦の内部を定期的に点検し、堆積した土砂の除去等の清掃を行うこと。
- (エ) 調査区の法面は、ブルーシートで被覆し、適宜土嚢袋を積む等して、崩落・土砂の流失等を防止すること。
- (オ) 排土・残土は、ブルーシートで被覆し、砂塵の飛散及び風雨による土砂の流出を防止すること。
- (カ) 仮囲い（既存ガードフェンス）に出入口を設け、カギを設置して部外者の浸入を防止すること。
- (キ) 仮囲い（既存ガードフェンス）について、適時巡回点検を行い、破損等が確認された場合は、必要な補修を行うとともに、本市係員に報告すること。

- (ク) 体験学習館に常備する既存の発掘用具について、定期的に刃部の研磨等の必要な措置を講じること。
- (ケ) 除草の実施にあたっては、芝及び雑草の生育状況等に応じて、肩掛式刈払い機ないしは自走式草刈り機を適時使用すること。なお、草刈り機は、受託者の負担で準備すること。
- (コ) 芝養生では、適時、井水を利用して散水するとともに、必要に応じて施肥を行うこと。
- (サ) 必要に応じて、遺跡内の枯葉・枯枝の清掃、樹木下枝の伐採、及びさとの小川内の清掃を行い、調査区周辺の美化に努めること。

1 2 安全対策

- (1) 交通安全、災害、公害防止、防犯及び緊急時における連絡体制等については、所轄の労働基準監督署、警察署、消防署、周辺の医療機関及び緊急病院並びに道路管理者、関係官公署、地元関係者と緊密な連絡をとり、又は事前に把握し万全を期すこと。
- (2) 気象情報に十分留意し、大雨・強風等の警報が発令された場合及びそれに準じた状況と判断される場合には、現場パトロールを実施し、災害等の未然防止に努めなければならない。
- (3) 業務施工中、作業従事者、本市係員、第三者及びその財産の安全確保に努め、あらゆる事故を未然に防止するよう万全の措置を講ずるとともに、万一事故が発生した場合には、応急処置等所領の措置を講ずるとともに、遅滞なく本市係員に報告すること。
- (4) 本業務の履行に伴い、既存施設等に毀損が生じた場合並びに事故が発生した場合は、受託者の責任において対応し、復旧及びその他の費用を負担すること。

1 3 業務日誌及び業務報告

- (1) 発掘調査代理人は、当該日の業務が終了した後に業務日誌を作成し、翌作業日に本市係員の確認を受けること。
- (2) 業務日誌には、その日の業務内容を記載すること。
- (3) 月毎に、当該月分の業務終了届を提出すること。終了届には、当該月分の業務日誌、当該月分の測量記録のデータ・図面（紙媒体）、業務日誌では確認しがたい当該業務の確認の証となる写真を添付すること。

1 4 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、本市係員と協議の上、さとらんど指定管理者と事前に打ち合わせを行い、施設運営に支障を来さないよう万全を期すこと。
- (2) 本業務の履行に際しては、丘珠縄文遺跡管理運営業務の履行業者と情報交換を行い、お互いに協力すること。

- (3) 本業務従事者の通勤用車両の駐車場所は、本市係員の指定するさとらんど駐車場とする。また、本業務従事者の休憩・トイレ・手洗い等は、体験学習館を使用するものとする。
- (4) 本業務従事者には、履行业者名及び氏名を記載した名札の携行表示を義務づけること。
- (5) 業務で得た記録類は全て本市の所有とすること。
- (6) 受託者は、本業務について、本仕様書または契約書に明示されていない事項についても、業務の性格上当然必要なものは、受託者の負担で履行すること。
- (7) その他全般について、本市係員と十分に協議し、業務を遂行すること。